

三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金 Q&A

本補助金のご利用にあたり、ご質問が多い事項について、回答を掲載しておりますのでご確認ください。

1 補助の対象となるブロック塀や工事等に関すること

Q1-1 補助の対象となるブロック塀等は、どのようなものですか。

A 補強コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀で次の条件を全て満たすものが対象となります。

- ①三豊市内に設置された補強コンクリートブロック塀及び組積造の塀等
- ②補助金交付要綱で定める道路等に面しているもの
- ③道路等の設置面からブロック塀等の頂部までの高さが 1.2m を超えているもの
- ④「ブロック塀等チェックリスト」（別紙 1、別紙 2）に 1 つ以上の不適合項目があるもの
- ⑤建築基準法に基づく重大な違反がないもの

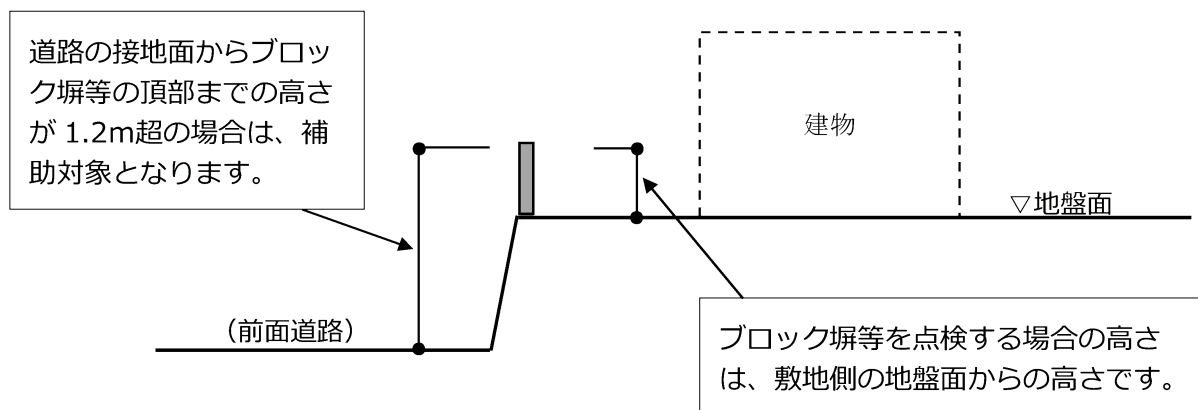
【注意：補助対象外】

下記の部分は、ブロック塀と一体、若しくはブロック塀に附属していたとしても、補助対象外となりますのでご注意ください。

- ・基礎の部分
- ・門柱、門扉、フェンス部分等
- ・ブロック塀の土留めを兼ねた部分

Q1-2 道路と敷地に段差がある場合、ブロック塀の高さの算定基準はありますか。

A 下図のとおりです。不明な場合は、建築住宅課にご相談ください。



Q1-3 フェンス、門柱、門扉も補助対象に含まれますか。

A フェンス、門柱、門扉等は、補助の対象となりません。

Q1-4 どのような工事が対象となりますか。

A 原則として、危険なブロック塀等の全部（基礎の撤去は補助対象外）を撤去する工事が補助対象となります。

ただし、敷地等の状況により、ブロックを 2 段程度残して解体する場合も対象になりますが、石積み擁壁の上部、または建築基準法第 42 条に規定する道路内にある危険なブロック塀等については、すべて撤去してください。

Q1-5 新たにフェンス等を設置する工事は対象となりますか。

A 危険なブロック塀の解消を目的としており、新たにフェンス等を設置する工事（整備費用）は、対象になりません。

Q1-6 撤去後に設置するフェンスや塀について、要件はありますか。

A 本事業の要件としては特にありませんが、建築基準法等関係法令に適合するよう建築士等の専門家に相談してください。誓約書にあるように、法令に違反したものを設置した場合は補助金を返還していただく場合があります。

Q1-7 補助金交付要綱で定める道路等とは、具体的にどの道路を指しますか。

A 下記の①・②いずれかに該当する道路です。

①香川県が定める香川県耐震改修促進計画で位置付けた避難及び救援救護活動、緊急物資の輸送等の機能を確保する必要がある緊急輸送道路

②次に掲げる道のうち、通学路又は一般の交通の用に供されている道路若しくは通路であって、①と同等以上の利用があると市長が認めたもの

ア 国道・県道・市道

イ 市管理農道

ウ 通学路

エ 不特定多数の市民が通行の用に供していると市長が認めた道

Q1-7 道路に面する全ての危険なブロック塀を撤去する必要がありますか。

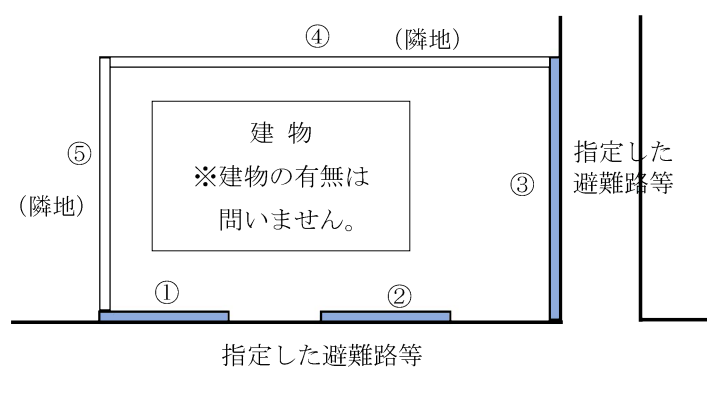
A 原則として、道路に面している部分は全て撤去する必要があります。ただし、やむを得ず残す必要がある場合は、事前に建築住宅課にご相談ください。

Q1-8 隣の家との敷地境界部分にブロック塀があるが対象となりますか。

A 対象になりません。市が指定した道路に面して築造している危険なブロック塀等を対象としています。

右図の着色した部分の塀
(①～③)を撤去する場合は
補助の対象になります。

※④及び⑤は対象になりません。



Q1-9 危険なブロック塀を築造した年月による要件はありますか。

A 築造年月の要件はありませんが、Q1-1 の要件を満たす必要があります。

Q1-10 補助申請をする前に、撤去工事を終えているが申請できますか。

A 申請できません。

Q1-11 補助申請をした場合、危険なブロック塀の撤去工事はいつからできますか。

A 補助申請を提出し、市から交付決定の通知を受けた後に、施工業者と契約し撤去工事に着手してください。交付決定通知前に着手した場合は、補助金の交付決定を取り消すこととなりますのでご注意ください。

Q1-12 建物の建て替え又は建物の解体工事に併せて行う危険なブロック塀の撤去も対象になりますか。

A 対象となります。ただし、Q1-11 のとおり、撤去工事の着手日についてはご注意ください。

Q1-13 危険なブロック塀等の撤去工事の期間に制限はありますか。

A Q1-11 に記載のとおり、補助金の交付決定通知後に契約し、当該年度の 1 月末日までに実績報告書を提出する必要があります。次年度への交付決定の持ち越しはできません。

2 補助金等に関すること

Q2-1 補助額の上限はいくらですか。

A 危険なブロック塀等の撤去に要した費用（処分費を含む。）の 3 分の 2 に相当する額とし、12 万円が上限です。算出した額の 1,000 円未満は切り捨てになります。

Q2-2 他の補助との併用はできますか。

A 本補助金を使って撤去する危険なブロック塀等の工事に、他の補助金を併用することはできませんが、工事個所が重複しない場所や建物側の工事のための補助金の場合は併用することは可能です。

3 補助金の申請手続き等について

Q3-1 申請者の要件はありますか。

A 危険なブロック塀等の所有者が申請者となります。

Q3-2 所有者は親ですが、息子の私が申請することはできますか。

A 親子や配偶者の関係であれば申請することができます。

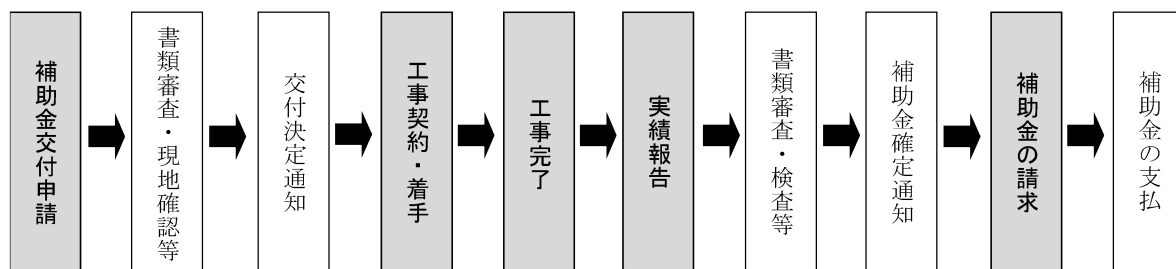
当該所有者から当該ブロック塀等の撤去について、承諾を得た者も含むとしており、この場合、補助金交付申請において承諾書の添付が必要になります。

Q3-3 法人の所有する危険なブロック塀等も対象ですか。

A 法人所有のものも対象です。お気軽に相談してください。

Q3-4 申請手続きの流れを教えてください。

A 下図のとおりです。



Q3-5 申請手続きは、どのように行うのですか。

A 申請時には、下記①～⑨の書類をご提出ください。

- ①民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②ブロック塀等のある土地及び建物の所有者が確認できる書類の写し
 - ・固定資産税納税通知書等、所有者が確認できる書類が必要となります。
 - ③申請者及びブロック塀等の所有者の市税に滞納がないことの証明（申請日の1か月以内のもの）
 - ・本市市税に滞納が無いか確認するために必要となります。本庁税務課又は各支所の窓口で完納証明書（又は滞納無し証明書）を取得してください。
 - ④ブロック塀等チェックリスト（様式第1号別紙1又は別紙2）
 - ・申請者又は市内業者でブロック塀等の状態をチェックしてください。
 - ・ブロック塀等の種類により様式が異なりますので注意してください。
 - ⑤工事見積書の写し
 - ・工事内容がわかる書類（内訳等）をあわせて提出してください。
 - ⑥誓約書（様式第2号）
 - ・制度の趣旨を理解されていることを誓約していただきます。
 - ⑦ブロック塀等の配置図
 - ・敷地平面図等にブロック塀等の位置や道路を記載してください。（別添参考図）
 - ⑧現況写真
 - ・補助対象ブロック塀等の全景、前面道路及び著しいひび割れや傾き等危険箇所が判別できるものを提出してください。（別添参考図）
 - ⑨債権者登録申出書
 - ・補助金を入金する口座を登録するための書類です。記入、押印のうえご提出ください。
 - ⑩その他市長が必要と認める書類
 - ・上記以外で必要と認められる書類がある場合に市から提出を求めます。
- ※本人以外が申請する場合は、委任状が必要となります。

Q3-6 申請書類は、どこで入手できますか。

A 申請様式等は、市ホームページからダウンロードできます。また、建築住宅課の窓口にも備え付けています。



三豊市ホームページ：ブロック塀の撤去を補助します

Q3-7 家族や施工業者（代行者）が提出することは可能ですか。

A 書類の提出は、家族又は施工業者（代行者）等でも可能ですが、申請書は本人が記入（家族が記入した場合は、本人が必ず申請内容を確認）してください。
施工業者等が代行して申請する場合は、申請者の委任状も併せて提出していただく必要があります。

Q3-8 見積書は誰の名前で発行してもらえばいいですか。

A 補助申請者の名前で見積書を発行していただくよう施工業者に依頼してください。

Q3-9 申請書に補助対象外の金額が含まれていてもいいですか。

A 補助対象（危険なブロック塀等の撤去費とその処分費）と補助対象外の工事を分けた内訳書や明細書が添付されていれば、補助対象外の工事金額を含んだものでも構いません。

Q3-10 危険なブロック塀等を撤去するために仮設足場が必要ですが補助対象となりますか。

A 危険なブロック塀等を撤去するために必要なものであっても、仮設費（仮囲い、仮設足場等）は補助対象外となりますので、注意してください。

Q3-11 申請書に添付する「現況写真」はどのように撮影すればいいのですか。

A 道路側、敷地側それぞれ全景（1枚程度）と、ひび割れや傾き等がわかる部分を撮影したもの（1枚程度）を添付してください。

A4版の用紙に印刷して提出してください。

Q3-12 実績報告はいつ行えばよいですか。また、どのような書類が必要ですか。

A 撤去工事の支払い完了後は、速やかに（20日以内）、下記①～⑦の書類をご提出ください。

①民間危険ブロック塀等撤去支援事業実績報告書（様式第6号）

②撤去工事の請負契約書又は注文書・請書の写し（内訳含む）

・市内業者との契約書等の写しと、工事内容がわかる書類（内訳等）を提出してください。

③撤去工事に要した費用の領収証の写し

・契約書等の写しの額と同額となるものが必要です。

・氏名の姓・名、但し書、印紙を忘れずをお願いします。

④撤去状況写真

・撤去前後及び撤去工事中の状況が確認できる写真を提出してください。

⑤その他市長が必要と認める書類

・上記以外で必要と認められる書類がある場合のみご提出ください。

⑥民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書（様式第8号）

・補助金を入金するために必要な書類です。事前に登録した口座を指定してください。

・日付、発番等は実績報告の審査後に記入しますので、空欄でお持ちください。

※補助事業完了日（撤去工事の支払いが完了した日）から、実績報告書の提出日が大幅に遅れる場合は、理由書等の提出を求めることがあります。

Q3-13 完了実績報告書に添付する写真はどのように撮影すればいいのですか。

A 撤去する危険なブロック塀等の全景について、撤去前、撤去工事中、撤去完了時の写真を提出してください。それぞれ2枚程度、全景を道路側、敷地側などアングルを変えて、撤去する塀等の高さや長さが確認できるように撮影してください。

A4版の用紙に印刷して提出してください。

Q3-14 申込（受付）期限はありますか。

A 各年度の受付期間は、市ホームページ、パンフレットに掲載しています。

なお、受付期間であっても、予算の上限に到達次第受付を終了します。

Q3-15 撤去する施工業者の要件はありますか。

A 市内に本店を有する建設業法の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による登録を受けた法人又は個人が撤去することが要件となります。

4 その他

Q4-1 市の担当職員による現地確認や現地検査をすることはありますか。

A 補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、工事着手前、工事途中、工事完了時のいずれかに、市の担当者が現地確認や現地検査を行う場合があります。

Q4-2 補助申請をするにあたり、危険なブロック塀等の撤去に係る設計図を作成する必要がありますか。

A 撤去に係る設計図は不要です。

Q4-3 どこに依頼すればよいのか、施工業者を紹介してください。

A 特定の業者を紹介することができません。

まずは、建物やブロック塀を建築した当時の施工業者や、電話帳やホームページなどでご近所の施工業者や解体業者にご相談いただくのがよいと思います。

Q4-4 点検した結果、安全と判定されました。大規模な地震が発生しても大丈夫ですか。

A 災害を防ぐためにも、所有者や管理者の皆様が、日頃からひび割れや傾き等の老朽化が進んでいないかなど目を配り、定期的に点検をすることが大切です。

異変を感じた際は、専門家にご相談していただくことをお勧めします。

(最終更新日：令和 7 年 4 月 16 日)